

中世「名を籠める」文書論

——宝珠院現藏文書のなかの籠名札・調伏札の紹介——

萩原大輔

はじめに

日本の中世は、宗教的暴力の頂点に仏教が君臨した時代である^①。だが、宗教的暴力は中世仏教の一特質でありながら、その論点の重要性とは裏腹に、研究蓄積が薄い分野ともいえる。今回、筆者は東大寺宝珠院文書の整理作業に関わるなかで、「名を籠める」文書と思しき紙片群に接した。よって、その史料紹介をかねて、中世大和寺院の宗教的暴力の特質を抽出したいと考える。

「名を籠める」^②籠名^{ろうな}は、興福寺大乘院門跡の尋尊が記した『大乘院寺社雑事記』に散見することから、すでに一定の研究史を有しており、最初に言及したのは豊田武氏であった。氏は籠名を、その者の苗字を書いた紙を七堂の内陣に籠め、呪咀調伏したうえで焼くか破ること、とした。その後、植田信廣氏の刑事法史

観点からの基礎的分析が行われ、つづいて酒井紀美氏が、その人の名字（家名に限定されない名前全般）を書いた紙を宝前へ籠める籠名と調伏という二つの行為が重なりあつて「名を籠める」呪咀が完結する、と指摘した。中世末期の大和以外の寺社権門にはみられない呪咀であると評価したこの酒井説^④が現在まで通説化している^⑤。以降も、安国陽子氏・幡鎌一弘氏^⑦らの諸研究がつづき、籠名の実行主体・対象者・原因・場所、さらには効果など、その具体像についてより明らかになりつつある^⑧。一方で早くに、毛利一憲氏が注目すべき解説を行っていた^⑨。すなわち、義務不履行の認定がされると、その場で執筆者が選ばれて、紙に罰則者の名前を認め、何れか（南北両堂か）に保管して、籠名の人数がある程度まとまった時期に、南円堂の湯釜に封じ入れて仏罰を被らせるよう調伏する、という手順を指摘した。そして籠名を、一定の猶

予を与えてその間に義務履行がなされなければ実質的な処罰が行われるであろう、という心理的な脅迫を与えて履行を促すもの、と位置づけたのである。籠名と呪咀・調伏の時間的かつ質的段階差に注意している点には大いに着目できるが、具体的な論証を伴ったものではない。それゆえか毛利説は管見の限り、他の諸研究において言及さえされていない。ここにあらためて、籠名と呪咀・調伏、その宗教的暴力としての相互関係を明確にする必要があると考える。

さらに、実際にどのような文書を用いて名を籠めたのか、いわば「名を籠める」文書論となると、その雛形を提示した酒井氏の研究が唯一といつてよい。氏は、①神水をくみかわし連署して書かれた文書、②災いの招来、③名前が不可欠、という三点に特徴を見出し、起請文ときわめて共通性の高いものと想定したのである^④。これには、籠名は神に誓約してはじめて決定できるという前提理解があるが、すべての籠名が神水集会を経たものかどうかは、史料からは判断できず、検討の余地が残っている^⑤。

よって本稿では、かような研究状況に鑑み、新出史料の翻刻紹介を行い、籠名と呪咀・調伏の相互関係を明らかにする。そのうえで、「名を籠める」文書の実像について考えてみたい。

① 平雅行「中世寺院の暴力とその正当化」〔九州史学〕一四〇号、二

〇〇五年。

② 豊田武「苗字の歴史」〔豊田武著作集第六巻 中世の武士団〕吉川弘文館、一九八二年。初出一九七一年。四八〇頁。

③ 植田信廣「『名字を籠める』という刑罰について」〔法政研究〕五三巻一号、一九八六年。本稿に関わる指摘としては、紙に名字を書き付けて籠めること、籠名によって名字を持たない侍以下の身分となること、などがある。

④ 酒井紀美「名を籠める」〔酒井「日本中世の在地社会」吉川弘文館、一九九九年。初出一九八九年〕。

⑤ 例えば、勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』（山川出版社、二〇〇四年）の用語編「籠名」項（阿諏訪青美氏執筆。参照）。

⑥ 安国陽子「戦国期大和の権力と在地構造」〔日本史研究〕三四一号、一九九一年。籠名は在地領主層の惣領、高札は扶持人・庄屋以下というように、身分的差異によって明確な処罰方法の差異があったことを明らかにした。

⑦ 幡鎌一弘「近世寺院の脱呪術化と官僚主義について」〔仏教史学研究〕三九巻二号、一九九七年。学侶・六方のほかにも沙汰人集会でも籠名が行われる事実を指摘した。興福寺の籠名が筒井氏の伊賀転封、豊臣秀長の大和入部を画期として消滅することをおまえ、籠名とは呪術による支配の強制であり、中世大和の支配の一特質であり近世における脱呪術化の指標として評価した。

⑧ 近年発表されたものとして赤田光男「興福寺の宗教制裁」〔帝塚山大学人文科学部紀要〕二三号、二〇〇八年。がある。同論文では、「大乘院寺社雑事記」の籠名・呪咀の事例を網羅的に収集して、対象者について①衆徒・国民、②寺領の荘官、③地侍・山城国人層・有力武士、④その他、原因について①年貢・講米などの無沙汰・押領、②私反銭賦課、③悪行、④その他、籠名場所について①五社七堂、②五

社七堂+α(南円堂、水屋、東金堂、西金堂修正会手水所釜)、③東金堂・西金堂修正会手水所釜、④南円堂、⑤寺頭、⑥社頭、⑦新薬師寺と水屋神社、とそれぞれ分類整理した。だが、先行研究との異同が必ずしも明確ではない。

⑨ 毛利一憲「興福寺「六方引付」(天文十二年)」(『北見大学論集』十九号、一九八八年)二一〇頁。

⑩ 酒井紀美前掲「名を籠める」二〇八―二一四頁。

⑪ 例えば、興福寺六方集会では「万一請乞之筋目於相違者、重而無集会仁可有籠名」と決められている。「六方引付」天文十二年四月九日条(毛利一憲前掲「興福寺「六方引付」(天文十二年)」所収)。この評決は、集会自体を経ることなく籠名を執行する場合があることを示している。

一 宝珠院現蔵文書のなかの籠名関係史料群

1 史料の翻刻紹介

近年その存在が大きく広まった宝珠院文書は、東大寺の塔頭宝珠院から京都帝国大学図書館(当時)に寄贈されたもので、現在は移管されて京都大学総合博物館の所蔵となっている。そしてこれとは別に、今日も宝珠院において蔵されている文書がある^①。その宝珠院現蔵文書は、これまで調査された限りにおいて、全七函一九七三点に及ぶ文書群である。これらの中身は法華堂と中門堂、いわゆる両堂関係のものが過半を占める。時代的には近世・近代

の文書が中心であるが、うち中世文書一〇〇点弱を含む。その大部分は法華堂領撰津国長洲庄に関わるものだが、なかには趣を異にするものも見える。すでに早島大祐氏によって、東大寺法華堂の執金剛神の足下に置かれたと思われる名字を記した紙片が、宝珠院現蔵文書に数点残されていることが指摘されている。^②それが今回紹介する「第七函二七号」四六号モト箱一括」部分にまともって現存するものである。はじめの【二七号】は、一点のみ時代が大きく下る明治五年(一八七二)正月付の誓願條目であり、本稿では【二八号】以下を翻刻紹介することにした。

凡例

- 一 【】内の史料番号は、京都大学文学部の文書整理番号によった。
- 一 翻刻は、句読点を補わず原文改行で行うなど、可能なかぎり原本の体裁を尊重した。
- 一 釈文の字体は原則通用字体を用いた。
- 一 判読困難な文字は□を以て示し、翻刻者による不読の場合は■で示した。
- 一 端裏書など、本文以外の部分は、適宜「」で囲み、その種別を()中に示した。
- 一 校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むものは「〔〕」、それ以外の校訂注および説明注は()で示した。

翻刻

【二八号】

〔包紙上書〕
「杖幽等」 神敵寺敵之輩 井手修理亮秀良

山城国玉井庄押領之輩

神敵寺敵井手修理亮秀良

明応五年丙辰十一月九日

【二九号】

〔紙縫上書〕
「明応五丙辰十一月九日巳時

願勝房五師御房ヨリ請取申候

〔包紙上書〕
「与一」

与一

【三〇号】

〔包紙上書〕
「執金剛神

怨敵輩 山田太郎次郎綱近」

神敵寺敵輩

山田太郎次郎綱近

文龜二壬戌十二月廿三日

【三一—一号】

〔括包紙上書〕
「調伏」

〔端裏書〕
「調伏」 超昇寺孫八郎神罰冥罰

藤熊下地三〔阿カ〕余付渡当寺

へ寄進スル処ニ申掠超昇寺孫

八郎令押〔領理不カ〕尽之沙汰也〔入為カ〕

所不及奉頼神慮者也自他人

我人之任〔御カ〕宣彼躰早速

有治罰而下地無別儀知行仕

候様ニ奉仰〔御〕加護処彼躰

一門一家神罰冥罰急々如

律令仍祈誠如件

永祿六 三月一日 長弘敬
白

【三一—二号】

〔括包紙上書〕
「調伏」

〔端裏書〕
「調伏」 菅原同禪榮一門一家」

信花坊之儀從山田買得処

無故菅原同禪榮房令押

領言語道断曲事也此為即時二

治罰アリテ彼坊早速知行

仕候様ニ御加護奉仰者也

仍祈誠如件

永禄六 三月一日 宥雅白敬

【三十一号】

〔一括包紙上書〕

〔調伏〕

〔端裏書〕
調伏 今西善三郎神罰冥罰

南観音院從今西善三郎

買得スル処ニ乍沽却シ彼房房押領

理不尽之沙汰也彼躰即時有治罰

テ坊令渡候様ニ奉仰御加護

者也仍祈誠如件

永禄六 三月一日 宥雅白敬

【三十二号】

〔包紙上書〕

〔高橋〕

高橋

【三十三号】

〔包紙上書〕

〔十輪院封就座主米秤

カサキ封就座主米秤
〔ママ〕
執金神〕

就座米無沙汰

笠置十輪院

怨滅々

永正十四年二月日

【三十四号】

〔端裏書〕

〔一〕持宝院下地押領 水尾泉和

奉調伏 持宝院下地押領躰

水尾泉和恙

右彼躰無故持宝院令

押領所詮寺敵神敵不

可過此者即時ニ彼等治

罰給へ仍祈誠如件

永禄四年三月如意日

【三十五号】

〔包紙上書〕

〔明応四年ウ四月廿九日

〔本澤〕
キサワノ又郎

タマノイノ庄付 （玉井） 同代コマノキタ （狛北）

山城国玉井庄押領木澤又四郎

同庄代官狛北吉

明応四年乙卯月廿九日

【三六号】

就岩船湯屋坊横入之一儀 （任カ）筋

目致成敗処对当堂善教良泉

実俊種々令謀叛不資神慮ハ

難本意達所詮彼惡逆人等

早速被治罰満堂無為無事

衆分無恙可仰御擁護者也

仍祈誠如件

永祿七年三月一日満堂衆敬白

【三七号】

（包紙上書）
「己正廿二日 岸田 快四郎」

岸田快四郎

同九郎

【三八号】

（包紙上書）
「神敵寺敵遊座 弥六」

神敵寺敵

山城国玉井庄押妨

遊座弥六

明応五年丙辰卯月廿六日

【三九一—号】

（一括包紙上書）
「執金剛神」

（包紙上書）
「寺社怨敵 遠江守」

神敵寺敵

玉井庄 押妨輩

遠江守

明応五年丙辰卯月廿六日

【三九一—号】

（一括包紙上書）
「執金剛神」

（包紙上書）
「神敵寺敵 防州衆」

神敵寺敵

問田大藏少輔 弘胤

陶兵庫頭 弘詮

杉次郎左衛門尉弘相

杉勘解由左衛門武道

【四〇号】

(包紙上書)
「山崎九郎」

持宝院下地方々押領之躰

山崎九郎神罰冥罰急々

如律令

右彼躰無故持宝院下地

方々致押領事曲事也度々

雖申分無承引所詮不資

神慮彼躰難治罰然者

尊神仏子無二心数年奉

公仕処哀愍納受彼者

早速被治罰下地還付

アラハ仏子所為満足者也仍

祈誠処如件

永祿七年三月一日長弘敬
白

【四一号】

卅講米依無沙汰籠畢

辰市 堀方

永正十五年^{戊寅}十月十六日

【四二号】

(端裏書)
「^{乙丑}山嶽 永正十三年^{丙子}十二月廿八日」

狭川殿

【四三号】

(包紙上書)
「卯月廿六日

怨敵 執金剛神方」

【四四号】

(包紙上書)
「榮勤房 辰六月十八日」

榮勤房善秀

依令御油庄年

貢押妨処寺

敵者也早々令捨

邪帰正玉へ

明応五年^{丙辰}六月十八日

【四五号】

〔^{（包紙上書）}神社怨敵 安富犬法師丸〕

神敵寺敵

樫野庄代官職^{（ヤ）}

安富犬法師丸

明応五年^{丙辰}卯月廿六日

【四六号】

〔^{（包紙上書）}実營〕

実營得業

2 紹介史料群の概要と三類型

前節にて紹介した史料を編年一覧化したものが、後掲【別表】である。年次が判明するなかで、最も早いのは明応四年（一四九五）、下るものは永祿七年（一五六四）となっている。注目すべきは寸法である。【二八号】と【四〇号】の二通を除けばいずれも縦横一〇センチ前後という、まさに紙片と呼んで差し支えない史料群なのである。

紹介史料群には「執金剛神」という言葉が散見している。周知の通り、現在も東大寺法華堂（いわゆる三月堂）に鎮座する執金剛神は、国家鎮護の神として、長くその神威が恐れられてきた。翻刻を見送った【二七号】は、【二八号】と同じ木箱に納められており、その宛名部分には「捧 国家鎮護 執金剛尊神御宝前」とある。よって、この「第七函二七号―四六号モト箱一括」は、何らかの意図に基づき執金剛神の宝前に供えられた史料群を、ある時期に一括整理されたものとの推測が許されよう。

その点で注意すべきは、多くの紙片にみえる罪科理由らしき項目である。各種罪科とともに名前が記された者は、執金剛神からの宗教的制裁の対象となったものと思われる。「急々如律令」「調伏」「怨敵」などの呪句文言が伴うのは、その証左といえよう。

例えば【二八号】では、山城国玉井庄押領者として井手修理亮秀良の名が紙片に書き付けられている。玉井庄は、玉川下流の扇状地に位置する荘園（現京都府綴喜郡井手町）であり、天平宝宇四年（七六〇）に東大寺に施入されたものである。建治三年（一二七七）に法華堂家が下司・公文両職に補任されて以降、次第に法華堂領化したものと考えられる。おそらく中世後期の法華堂にとって、膝下荘園としてその存在は小さくなかったにちがいない。^④井手の他にも同庄の押妨者として木沢又四郎・同庄代官狛北吉

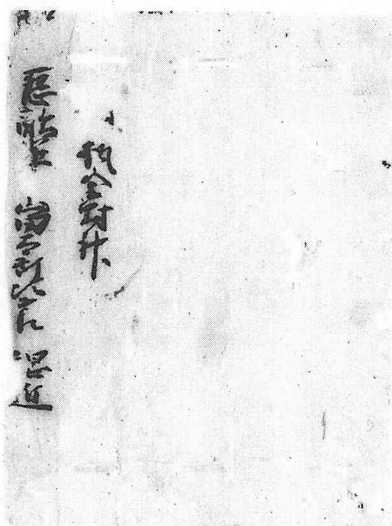
下地押領も挙げられている。藤熊は不明だが、持宝院は法華堂に所属する院家であることが判明している。^⑥また、信花坊は永正十二年（一五一五）の「三昧堂百講」に出仕した藏教院の別称であり、南観音院は後述するように法華堂衆の宥雅が止住している。^⑦つまるところ、法華堂構成員の下地押領が挙げられているといえる。そのほか、座米無沙汰【三三三】、卅講米無沙汰【四一四】が見えており、法華堂へ納めるべき諸役米の無沙汰なども書き付けられている。

制裁対象者について。年欠の【三九—二二】（図版②）の間田大藏少輔弘胤・陶兵庫頭弘詮・杉次郎左衛門尉弘相・杉勘解由左衛門武道ら四名は、包紙に「防州衆」とあるように、周防大内氏の被官たちである。作成された時期は、四名の官途名乗りから長享二年（一四八八）から永正七年（一五一〇）の間と推定できる。^⑧問田弘胤は、長享二年の近江六角攻めにおいて、当主名代として鉤御陣に赴き將軍足利義尚の許に出仕している。^⑨陶弘詮は、永正五年に大内義興が前將軍足利義材を復職させるため上洛した際に国元の留守を任されていた。^⑩杉弘相も杉武道も奉者としての活動所見の多い奉行人であり、いずれも当該期大内氏の重臣といえる。文明年間における大内政弘の南山城進駐によって法華堂領玉井庄が不知行化しているが、推定年代とは時期的には一致しない。よ

って、いかなる罪科によるものかは不明だが、大内氏重臣四名へ宗教的制裁が加わるよう願った紙片であろう。このほかの制裁対象には、与一や高橋など素性を確定できない者も多いが、狭川や辰市堀・超昇寺といった大和国の衆徒国民、狛・井手などといった南山城の国人土豪、さらには遊座や木沢ら近隣守護畠山氏の有力被官ら武家が目立つ。一方で実普得業【四六六】（図版③）のように、南京三会の講師を勤めあげた僧の名も見られ、制裁対象者は、一定の階層に限定されることがなく非常に広範囲であった。

図版③ 四六号





神龍寺龍事
 當寺可法在理近
 二毫二
 才より火之



神龍寺龍事
 當寺可法在理近
 二毫二
 才より火之

神龍寺龍事
 當寺可法在理近
 二毫二
 才より火之
 神龍寺龍事
 當寺可法在理近
 二毫二
 才より火之
 神龍寺龍事
 當寺可法在理近
 二毫二
 才より火之

以上、紹介した文書一九点二三通は、何らかの罪科理由のもとに、宗教的制裁を執金剛神に願うため作成された一五世紀後半から一六世紀後半にかけての紙片群、とひとまず概括できよう。そしてこれらは、年月日および差出が本紙に明記されるか否かで、三つに類型化できると考えられる。年月日も差出もないものをA型、年月日は明記されるが差出は持たないものをB型、年月日・差出どちらも明記されるものをC型として大別できる。

A型は図版③のように、名字を小さな紙片に書き付けただけであり、「名字書付」と呼称しても差し支えないほどのものである。だが【三九—二号】（図版②）の包紙に「執金剛神」や「神敵寺敵」と記されることから類推できるように、やはり書き付けた名字の人物への宗教的制裁を執金剛神に祈願したものといえよう。B型の罪科内容は、玉井庄押領や講米・座米の無沙汰であり、法華堂全体に関わるものである。一方でC型の罪科内容については、法華堂全体へのものではなく、いずれも法華堂関係者個人が所有する下地の押領である^⑫。それも単に書き上げられるのではなく、図版⑤のように本文の中で説明され、祈願文のような形式をとっている。

くわえて、差出を持つのがC型の大きな特徴であり、「長弘^{白敬}」、「宥雅^{白敬}」、「満堂衆^{白敬}」という三種類を拾うことができる。長弘

は享祿二年（一五二九）六月三日法華堂衆僧群議事書に「諸進長弘」とみえるほか、「二月堂修中練行衆日記^⑬」にも享祿三年の二月堂練行衆「法長弘^{新入廿九}」を初見として以降、断続的にその名前が確認できる。享祿四年二月二四日京終助六田原カウシノト牛預状^⑭では「当納所長弘」と署名しており、また同年の十月日法華堂老若同心評定記録^⑮にも署判している。長弘はすでに享祿年間の段階で、納所を勤める当該期法華堂衆の主要構成員の一人であった。宥雅もまた、のちの天正三年（一五七五）卯月吉日当行方夏中買物日記^⑯、天正十一年六月一日当行方遣日記などにそれぞれ「納所宥雅」と署名しているように、法華堂衆にあつて納所を勤める人物であった。また、「満堂衆」とは法華堂衆の集合体組織を指すものであろう。

〔史料①〕薬師寺僧等願文^⑰

今度地下人雑説を申出由、其外有名無実之儀、条々依詔訴^{〔訟〕}二寺家郷内江難義之段被懸申事、寺社滅亡不如之者也、誠寺敵神敵之咎不可過之也、所詮彼仁鉢、現世ニテハ受白癩黒癩之苦ヲ、速疾仁他方世界江令追放消除、当来ニテハ墮無間地獄仁、永不可有出期者也、仰願者、答南無薬師如来日光月光十二神将七千夜叉八幡大菩薩伽藍護法并日本国中大小神祇之威力仁、同酬勤行修習之功力仁、彼寺敵神之咎嚴印同心之仁進

速仁令滅亡、弥々垂仏法功力神明仏陀納受立所現寄特彼仁令

他方世界へ追放消除給へ、仍籠名如件、急々如律令、

永祿七年^{甲子}六月三日 寺僧等^{白敬}

この「史料①」は、書止文言の「仍籠名如件、急々如律令」に着目して、酒井氏が籠名の文書の実例としてまさに紹介したものである。薬師寺の事例ではあるが、差出・日付そして本文をもち、差出の「寺僧等^{白敬}」も先にみたC型の「満堂衆^{白敬}」と類似する形式をとる。呪句「急々如律令」もC型にしか見えず、C型こそが東大寺法華堂衆による「名を籠める」文書の基本形であるのかのことである。永村眞氏によって、「東大寺二月堂縁起」の末尾に貼り継がれた一紙の紹介から東大寺二月堂における籠名の存在が指摘されているが、次の史料により、法華堂でも実際に籠名が行われていたことが分かる。

〔史料②〕 鹿野蘭緑弘還附状^③

〔増訂書〕

〔天文八年^亥〕四月二日自鹿野蘭緑還附之状

就法花堂執金剛神御下地三反儀、非近年無沙汰申候歟、名
字被籠之由候、驚入候、

一松田之儀其方一職儀候由候、返遣申候、

一岸井鴨田二反拙者作分地家堂田所持候、混乱之条岸井作分

替ニ鴨田一職仁此方へ可給之由心得存候、然者松田岸井二

段分一職其方へ可被召候、

一名字儀早々被出候而可有可畏存候、此等旨可然可預御披

露、無事御取合所仰候、恐々謹言、

(天文八年)

卯月二日

鹿野蘭緑弘(花押)

法花堂司御房

傍線部によると、天文八年(一五三九)、古市氏被官の鹿野蘭緑弘は法華堂執金剛神領の下地三反を近年無沙汰したことにより、名を籠められたらしい。籠名の執行主体が法華堂衆であることは、籠められていた名字を出してもらうことを法華堂司に申し述べている波線部から察せられよう。おそらくはその後、法華堂衆の集會に披露されたのであろう。たしかに法華堂でも籠名という宗教的制裁は行われていたのである。

そこで章をあらためて、C型が中世大和寺院の「名を籠める」文書であるという酒井説を検証したい。東大寺法華堂衆と興福寺堂衆は多くの共通性を持つことが明らかとなっており、史料的条件にめぐまれ実態が把握しやすい興福寺の籠名を主な手がかりに、以下分析を進める。

① 徳永誓子「東大寺宝珠院伝来文書の概要」(勝山清次編『南都寺院文書の世界』思文閣出版、二〇〇七年)三頁。

② 早島大祐「乾家と法華堂領莊園」(勝山清次編『南都寺院文書の世界』

- ② 界「思文閣出版、二〇〇七年）一八七頁。
- ③ 「京都府の地名」〔平凡社、一九八一年〕。
- ④ 中世後期における東大寺法華堂の経済状況について言及したものに、菊地大樹「中世寺院における堂衆の活動と経済基盤」〔寺院史研究〕十二号、二〇〇八年）がある。
- ⑤ 大和国御油庄【四四号】については具体的経緯が不明だが、同史料から当該期に法華堂が何らかの権益を持っていたようである。
- ⑥ 徳永誓子前掲「東大寺宝珠院伝来文書の概要」五―六頁。
- ⑦ 年末詳正月二四日三昧堂供名御中宛蔵教院興定請文〔「宝珠院現蔵文書」一函五四五号〕。その端裏書に「永正十二年二出仕、信花坊トモ云、龍教トモ云、弟子ハ奥■法師長勝房ト云也」とある。
- ⑧ 川下倫央「大内氏の奉書および奉者」〔九州史学〕一四七号、二〇〇七年）所載の「大内氏奉者一覽」参照。
- ⑨ 長享二年二月十九日大内政弘感状写「大内殿捷書」〔「大日本史料第八編之二十一」七二八頁〕。
- ⑩ 米原正義「戦国武士と文芸の研究」〔桜楓社、一九七六年〕六六七頁。
- ⑪ 「大乘院寺社雜事記」文明十三年六月条。
- ⑫ 【三四号】は差出を欠くが、それを除けばC型の特徴を備えるため、差出の無いC型として把握しておく。
- ⑬ 「京都大学所蔵宝珠院文書」（京都大学文学部古文書室架蔵写真帳）三函九一号。
- ⑭ 元興寺文化財研究所編『東大寺二月堂修二会の研究 史料編』（中央公論美術出版、一九七九年）所収。
- ⑮ 「京都大学所蔵宝珠院文書」三函六五号
- ⑯ 「京都大学所蔵宝珠院文書」三函六一号。
- ⑰ 「京都大学所蔵宝珠院文書」八函一号。

- ⑱ 「京都大学所蔵宝珠院文書」八函八号。
- ⑲ このほか、天正十八年三月二六日南観音院有雅等借米状〔「京都大学所蔵宝珠院文書」三函八一号〕では「南観音院 有雅」と見えてゐる。
- ⑳ 「薬師寺所蔵薬師寺記録文書」（奈良文化財研究所歴史研究室架蔵写真帳）第五函三六号。
- ㉑ 瀧川政次郎「急々如律令」（瀧川「律令の研究」刀江書院、一九三一年）。和田萃「呪符木簡の系譜」（和田「日本古代の儀礼と祭祀・信仰」中）塙書房、一九九五年。初出一九八二年）一六一―一七一頁。
- ㉒ 永村眞「籠名」（堀池春峰監修、綾村宏・永村眞・湯山賢一編『東大寺文書を読む』思文閣出版、二〇〇一年）。
- ㉓ 「京都大学所蔵宝珠院文書」六函四号。
- ㉔ 神谷文子「十五世紀後半の興福寺堂衆について」〔史論〕三九号、一九八六年）、関口真規子「中世後期における東大寺堂衆と修験道について」〔日本女子大学大学院文学研究科紀要〕十一号、二〇〇五年のち関口「修験道教団成立史」勉誠出版、二〇〇九年に所収）一一四頁などを参照。

二 「名を籠める」文書をめぐって

1 籠名と呪咀・調伏

本節では、籠名と呪咀・調伏の相互関係を明らかにしたい。まずはじめに、呪咀・調伏それぞれの辞書的意味を確認しておく。呪咀とは「ある特定の人や物事を激しく憎み、神仙に祈願してそ

【別表】翻刻紹介史料群の編年一覧

函	番号	西暦	年月日	類型	対象	差出	罪科理由	呪句文言	寸法	包紙	備考
7	35	1495	明応4/4/29	B	木澤又四郎 玉井庄代官鮎北吉	—	玉井庄押領	—	17.2×12.8	有	図版①
7	38	1496	明応5/4/26	B	遊座弥六	—	玉井庄押領	神敵寺敵	7.5×6.6	有	
7	39-1	1496	明応5/4/26	B	遠江守	—	玉井庄押領	寺社怨敵 神敵寺敵	6.7×6.5	有	
7	45	1496	明応5/4/26	B	榎野庄代官職安富大 法師丸	—	—	寺社怨敵 神敵寺敵	7.4×6.5	有	
7	44	1496	明応5/6/18	B	栄勘房善秀	—	御油庄押妨	寺敵	8.6×14.8	有	破損大
7	28	1496	明応5/11/9	B	井手修理亮秀良	—	玉井庄押領	神敵寺敵	27.3×45.4	有	木箱入、明治5/1/-誓願條目 【7函27号】と木箱一括
7	29	1496	(明応5/11/9)	A	与一	—	—	—	9.6×8.5	有	切封痕あり、切封墨引あり
7	30	1502	文亀2/12/23	B	山田太郎次郎綱近	—	—	怨敵 神敵寺敵	8.2×7.3	有	図版④
7	42	1516	(永正13/12/28)	A	狭川方	—	—	—	13.0×10.3	無	
7	33	1517	永正14/2/-	B	笠置十輪院	—	座米無沙汰	怨滅々	10.8×9.1	有	切封墨引あり
7	41	1518	永正15/10/16	B	辰市堀方	—	卅講米無沙汰	—	11.0×9.3	有	図版⑥
7	34	1561	永禄4/3/如意	C	水尾泉和	—	持宝院下地押領	調伏 寺敵神敵 治罰	8.5×11.4	無	
7	31-1	1563	永禄6/3/1	C	超昇寺孫八郎	長弘	藤熊下地押領	調伏 神罰冥罰 治罰 急々如律令	9.4×13.5	有	図版⑤
7	31-2	1563	永禄6/3/1	C	菅原同禅栄一門一家	宥雅	信花坊押領	調伏 治罰	9.4×10.3	有	
7	31-3	1563	永禄6/3/1	C	今西善三郎	宥雅	南観音院押領	調伏 神罰冥罰 治罰	9.3×8.2	有	
7	36	1564	永禄7/3/1	C	善教・良泉・実俊	満堂衆	種々謀反	治罰	13.2×14.0	無	
7	40	1564	永禄7/3/1	C	山崎九郎	長弘	持宝院下地押領	神罰冥罰 急々如律令 治罰	13.0×25.2	有	
7	37		(己未1/22)	A	岸田快円・同九郎	—	—	—	7.1×7.2	有	
7	43		(4/26)	—	—	—	—	怨敵	—	有	包紙のみ
7	39-2		年月日未詳	A	間田大蔵少輔弘胤 陶兵部頭弘詮 杉次郎左衛門尉弘相 杉勘解由左衛門武道	—	—	神敵寺敵	4.9×9.0	有	図版②
7	32		年月日未詳	A	高橋	—	—	—	9.6×9.1	有	
7	46		年月日未詳	A	実登得業	—	—	—	7.4×6.5	有	図版③、切封痕あり、切封 墨引なし

れを害しようとする」とある。調伏とは「①仏語。怨敵・悪魔・敵意ある人などを信服させ、障害を破ること。また心身をととのえて、悪業や煩惱などを除くこと。②まじないなどによつて人を呪い殺すこと。呪咀」とされ、呪咀は調伏②とはば同義といえる。^①

興福寺多聞院の院主英後の日記『多聞院日記』天文十一年（一五四二）三月十五日条では「駿河公罪科、同名字五社七堂二被籠了、於六ヶ屋二毎日心経三十頌調伏ノ祈禱アルヘキ之由被申遣了」とあるように、籠名は五社七堂、調伏は六ヶ屋、それぞれ全く別空間で行われていた。さらに、籠名はすでに行われていて、このたび毎日心経三十頌調伏の祈禱を申し遣わされていることも分かる。つまり、時間的段階差が確認できるのである。同記の元龜三年（一五七二）閏正月二七日条でも「於南円堂為籠名衆調伏百座信読仁王経直参同時退散在之、出了」とみえ、すでに籠名されていた者たちを調伏するために興福寺南円堂にて仁王経が読まれている。『大乘院寺社雜事記』文明十八年（一四八六）三月八日条でも「自六日南円堂群参大般若可有之、仮屋才木等被寄之処自越智方可有延引旨申間無之云々、箸尾為国仲川庄唯識講米無沙汰之間、被籠名字キ、猶以不承引之間、為呪咀也」とあり、大和国仲川庄唯識講米を無沙汰していた箸尾為国は、籠名されて以降

も承引しなかったため、南円堂において大般若経による呪咀が決行された。どの事例も、籠名のちに間を置いて呪咀・調伏されているのである。^②もちろん時間を置かずに「一決之面々令籠名、次第二調伏二可被取向^③」という形をとることもあったが、いずれにせよ興福寺では、籠名と呪咀・調伏が行為として明確に区別されていることに留意しておきたい。

興福寺以外の大和寺院ではどうか。籠名は、酒井氏が指摘した興福寺・東大寺・薬師寺のほかに、多武峯寺^④・法隆寺でも確認できる。例えば法隆寺中蔵の評定記録「衆分成敗引付」永禄元年（一五五八）三月十六日条をみると、「一於交衆之鉢者、人質之事堅可有禁制者也、自然背提旨、於被罷出仁鉢者可被処罪科、若於権門等之方者籠名之上、別而可有調伏旨、評定事切了」とある。勝手に交衆を人質に差し出した者は罪科に処すのだが、有力者等の縁者であった場合には、籠名したうえで調伏すると評決している。このように法隆寺でも籠名と調伏の処罰としての区別は明確である。すなわち、中世大和の諸寺院において、両行為は全く異なる宗教的制裁と認識されていたのである。ここで、法華堂の事例にもどろう。

【史料③】「東大寺法華堂要録」応仁二年（一四六八）条^⑤
長洲庄事、叶ベカラザル返事、西室殿ヨリ聞ユル間、其^{上カ}方

ナキニヨリ、執金剛神御室前ニテ、廿九日未時ヨリ始テ、大

内殿弘政・安富遠江忠行・弘中重勝三人、名字ヲ御足下ニ納

テ、不動尊ヲ御本地トシテ供養法アテ、諸衆^{惠救カ}□□呪ヲ満テ、

調伏ノ懇祈先ニケ日アリ、

これによると、応仁二年当時の周防大内氏の当主政弘、および奉行人の安富忠行・弘中重勝ら計三人の名字が執金剛神の足下に納められて調伏されている。重勝が調伏される背景は明らかでないが、忠行が当該期における法華堂領長洲荘の知行者であること^①をふまえれば、同様に何らかの濫妨を働いたものと思われる。だがこの事例は籠名ではなく、あくまで名字を用いた調伏祈祷であることに注意したい。つまり呪咀・調伏でも名字を籠める行為を伴うことが想定できるのである。

【史料④】『大乘院寺社雜事記』寛正六年（一四六五）六月十五日条

就菩提山引汲、窪成^{〔城〕}春藤丸為名字可籠五杜七堂云々、然而就光宣法印申披子細之間、糺明之間可延引之由、先日沙汰人衆等且返答了、依光宣遠例去月上洛、大略不可有正牀風聞、依之春藤名字籠堂杜了、希代次第也、近日修正手水所釜二名字入之、沙汰人廿八人之内別心之輩少々沙汰也、今日沙汰人内并惣六方衆十余人罷向、手水所彼名字取出之、則成六方集会、

向後称六方集儀如此事雖加下知、不可承引旨堅仰両堂了云々、尤沙汰也、籠衆失面目了云々、

これによれば、菩提山との連携を疑われた一乗院方の衆徒窪城春藤丸は、光宣法印の介入によって籠名処分が延期されていたが、後ろ盾であった彼を失う状況となり一転、堂社に名字を籠められた。さらに近日になつて修正手水所の釜に名字を入れられて呪咀された。ここでも、名字を釜の中に籠めている点に着目したい。

興福寺学侶は、大乘院領越前国坪江庄年貢を無沙汰した面々について「籠置社壇名字可及嚴重調伏」と指示している^②。興福寺別会五師蓮花院の印尊も「本願寺名字書被捧仏前被調伏了」と証言しており、興福寺でも呪咀・調伏時に名字を籠めていたのである。神水集会で評決された「十市名字書之而、両堂修正御手水所釜二入之、呪咀」について、酒井氏は籠名と呪咀をさして区別することなく説明しているが、これも「史料④」と同様に呪咀と理解するべきであろう^③。このように呪咀・調伏でも名字を籠める行為を伴うために混同しやすいが、籠名という処罰そのものは呪咀・調伏の前提としてすでに執行されているのである。

それでは具体的に籠名はどのような処罰と評価できるのか。『大乘院寺社雜事記』明応七年（一四九八）六月九日条には「兩師庄年貢無故無沙汰間、可被籠名字之由、六方ニ申送了、来十六

日以前無一通者、可処寺敵之由一決之旨、一昨日六方返事到来」とある。興福寺六方は、来たる六月十六日までに大乗院領大和国雨師庄の年貢無沙汰に関わる請文が違反者側から提出されなければ寺敵処分すると決定した。その後、同月二六日までに、無沙汰していた小河方の籠名が執行されている。^⑮つまり、籠名とはその者の名字を書いた紙を籠めるという行為形態をとった寺敵認定処分と推定できる。このほか同記には「尚以無故無沙汰候者、於国枝方名字被籠五社七生、^{〔堂カ〕}処神敵仏敵」^⑯「被籠名字を五社七堂、深重之寺敵云々」^⑰「番条今日罷上条不可然之間、処神敵可籠名字之由雖申之、及異儀仁有之間、不成事止了」^⑱などの記事もあり、寺敵か神敵か仏敵か表現の違いはあるものの、いずれも籠名の執行をうけて興福寺から敵視されている。酒井氏は、寺敵神敵に断定することが籠名を実行するうえでの一つの大切な要件であると^⑲した。しかし、むしろ制裁の主眼そのものであったといえよう。

籠名が呪咀・調伏と根本的に異なるのは、出名（籠められた名字を出すこと）^⑳が成されて、寺敵認定が解除される余地があることである。このような出名を乞う書状は数多く残されている。^㉑しかしこの出名という赦免の担保性が、諸人の籠名に対する畏怖を希薄化していることも否定できない。例えば、唯識講米無沙汰によって名字を五社七堂に籠められた箸尾は、臆することなく悪口

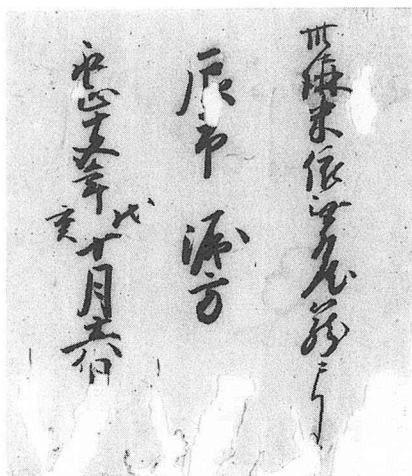
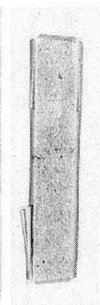
を放っている。^㉒また、請文を提出した筒井は若宮祭礼の期間のみでよいので、豊田の名字を出名してほしいなどと要求する始末であった。^㉓これは裏返せば、祭礼以後であれば再び籠名されてもかまわないと吐露していることになる。

以上の考察から、籠名とは比較的容易に解除可能な寺敵認定であり、一定の籠名期間を設けてその間に義務履行しなければ、さらに嚴重な呪咀・調伏の祈禱を行うという、宗教的制裁の第一段階と評価すべきものである。^㉔毛利氏は、心理的脅迫という評価にとどめているが、敵認定を主眼とする実質的な制裁である点を確認しておきたい。

2 籠名札と調伏札

今回紹介した新出史料群は、【四四号】を除けばいずれも極めて良好な残存状態を維持しており、長期間の密閉保管が成されていたことが想像される。いわば、籠められていたことを示唆するとりわけ【四一号】^①（図版⑥）には「卅講米依無沙汰籠畢」とあり、この紙片が籠められたことを直截に表している。とはいえ前節の検討によつて、籠名と呪咀・調伏の区別が明らかになったいま、どちらに用いられた紙片なのかは、検討を要しよう。

かつて植田氏が指摘したように、興福寺の「名を籠める」文書



には「書様」すなわち一定の書式が存在していた。^①

〔史料⑤〕『大乘院寺社雜事記』明応二年十一月十一日条

寺門反錢及異儀、平田八莊官之内、岡・中村兩人ハ不可有緩怠旨請申、殊更岡願主人也、其余六人ハ先日被籠名字、其書様遣杜家二、八莊官と計畫之、此内二越智伊賀守有之故、名字斟酌歟、比興々々、布施以下関分大略越智持之、毎事無沙汰也、

汰也、

これによれば、一乗院方の国民である越智伊賀守は、寺門反錢の無沙汰をしていた平田八莊官の一人として籠名対象に入っていた。ところが興福寺側は、当時勢力を持っていた越智の名を書いて籠めることを遠慮したのであるう、「八莊官」とだけ記している。大乘院門跡尋尊は遺憾の意を示しており、本来であれば、個別具体的に名字が記載される原則であったことが窺える。紹介した【三九―二号】(図版②)は大内氏重臣四名を個別に記載しており、この「書様」に則っている。

籠名を執行する日についても、はじめから定まった日があるわけではなかった。大永三年(一五二三)に大和国田村庄の年貢を無沙汰していた中村豊前公と北入道覚慈の兩人の名字は、紙に認められた二日後の籠名執行が一決されている。^②「不日以吉日可被籠名字候」と学侶評定で述べられているように、早急な籠名執行が評決されても、その度に適当な吉日が撰ばれていたことが分かる。

さらに注意すべきは、籠名に用いられた文書と呪咀・調伏時のそれとは全くの別物ということである。

〔史料⑥〕「六方引付」天文十二年(一五四三)六月十三日条^③
就両堂修正執行之儀、籠名之脉悉以可被注出旨、両堂江以書

状被申遣畢、湯釜可被入名字可被認沙汰人之舛、勝舜房・春
信房・專賢房、已上、追加之舛^(ママ) 顯房、已上

湯釜へ入れる呪咀のための名字を執筆する沙汰人を評決した興
福寺六方は、すでに籠名されている者たちの一覽を注進するよう
に東西両金堂へ求めている。すなわち、湯釜へ入れる名字につい
ては、籠名時とは別の沙汰人があらためて選出されて彼らが執筆
するのである。学侶評定では「筆者之事可信之舛被申付由、同一
諾了」^⑤と確認されており、「名を籠める」文書の執筆者の人選に
はかなり配慮されたことが分かる。いずれにせよ、籠名の文書が
そのまま呪咀・調伏に転用されるわけではないのである。そして
見逃せないことは、この籠名という宗教的暴力が「寺法」のなか
に組み込まれていたという事実である。

〔史料⑦〕奥田家政訴状^⑥

従毎月朔日五日迄夕御神供料山内坂原郷諸成物儀、以外無沙
汰候条、則点札候処、櫛相押毛作候、重々恣儀候、從此方
切々雖申届候、一向不能承引候間、既御神供難相調候、為寺
門急度被仰届、其上於無沙汰候者、任御寺法旨、被成籠名候
者可畏存候、此等趣能々可預御披露御集會候、恐々謹言、

(天正十三年^⑦)
六月廿三日 大宮神主 家政

供目代御房

春日大宮神主の奥田家政は、東山内の坂原郷の年貢無沙汰およ
び点札（櫛木）蹂躪を歎き申し立てている。供料難渋の実態を訴え、
寺門からの催促によっても無沙汰が続く場合には「御寺法」に従
って籠名を執行してくれるよう学侶集會への披露を供目代に願ひ
出ているのである。訴人側の籠名要求が「寺法」を前提にしてい
る点は重要である。

〔史料⑧〕「学侶引付写」元龜元年（一五七〇）九月十一日条^⑧

同九月十一日、於四恩院学侶集會評定曰

一 菩提院方供料大豆越方成、同楊本領在所、近年一向無沙
汰之間、以書状被申届、於無承引者任寺法可有籠名旨一決
了

一方、別事件ではあるが、処罰を決定する学侶評定側でも右の
ように、菩提院の供料を近年無沙汰していたことに対して、催促
しても義務履行しない場合には「寺法」に任せて籠名することを
決定している。つまり、寺門による催促にもかかわらず義務履行
に応じなければ籠名を執行するという流れは、ほかならぬ「寺
法」によって規定されていることなのであった。かような共通規
範のもとに、大和の寺院社会において、籠名という宗教的暴力の
要求と執行が展開していたのである。

このほか「無沙汰之時名字可籠進之由請文可進之」^⑨とあるよう

に、違反者に対し提出を求めた請文には、義務不履行の際には自身の名字が籠められてもかまわない旨を記入させている。これなども、籠名が制度的に機能していたことの一反映であろう。個別具体名を記載する「書様」も、おそらくは「寺法」によって定められたものだったにちがいない。このように考えてくると、一定の制度的整備を伴った籠名が吉日主義を採用していることから、その文書に記された日付は固定的ではないことが想定できるのである。

これまでの検討成果をふまえて、【別表】に戻ろう。そこで気付かされるのは、酒井氏が籠名の文書と想定したC型は、いずれも三月一日という固定された日付を持つことである。【三四号】の「如意日」というのもおそらくは一日と考えてよからう。くわえて、いずれも「調伏」ないし「治罰」「神罰冥罰」などの文言を含んでいる。A型B型には見えない呪句「急々如律令」が散見するのも、それが呪咀・調伏時に用いられた「名を籠める」文書であるからだろう。つまりC型は籠名ではなく調伏のための紙片、いかなれば「調伏札」と命名すべきものといえる。本来であれば呪咀・調伏完了時に焼き捨てられる性格のものであったが、偶然今日まで残り伝わったのであろう。よって、酒井氏が籠名の文書雛形として提示した前掲「史料①」は、呪咀・調伏の文書と位置

づけなおす必要があると考える。

そして日付の非固定性を勘案するに、B型こそが実際に籠名で使われた「名を籠める」文書と評価できる。A型との使い分けについて不明な部分も残るが、A型B型ともに古文書学的には「籠名札」と命名することができよう。以上から、今回紹介した史料群は、明応年間から永正年間にかけての籠名札、および永祿年間の調伏札を中心としたものといえる。それは、従来その実例が全く知られていなかった、「名を籠める」文書の発見と意義づけられるのである。

- ① 『日本国語大辞典 第二版』（小学館、二〇〇〇―二〇〇二年）。
- ② このほか、「学侶引付写」元亀二年（一五七二）十二月二日条「〔大日本史料 第十編之七〕七二一頁」では「理不尽之儀共候間、先段籠名也、猶於五ヶ屋可令調伏旨被申送」とある。
- ③ 「学侶引付写」元亀元年十一月十一日条「〔大日本史料 第十編之五〕六一二頁」。
- ④ 年末詳十二月三日多武峯一膳所御坊御同宿中宛清元書状「〔談山神社文書〕二六七号」。
- ⑤ 林幹弥「太子信仰の研究」（吉川弘文館、一九八〇年）三二六頁。
- ⑥ 「続々群書類従 第五記録部」四〇三頁。
- ⑦ 「東大寺法華堂要録」応仁二年条「〔続々群書類従 第五記録部〕四〇〇頁」に「撰州中島ニ安富遠江アリ、長洲知行ナリ」とある。
- ⑧ （天文二年）十月三日朝倉義景宛学侶衆申状案「〔春日大社文書〕一一四号」。

- ⑨ 『蓮成院記録』天文二年（一五三三）五月条。
- ⑩ 酒井紀美前掲「名を籠める」二〇四―二〇五頁。
- ⑪ 尚、酒井紀美『夢から探る中世』（角川書店、二〇〇五年）一四五―一四八頁にて、「朝倉教影^{あさくら かげ}名字、於修正手水所釜内呪咀」という「大乘院寺社雜事記」寛正五年六月二四日条の一件を紹介しているが、やはりこれも同様に呪咀である。
- ⑫ 『大乘院寺社雜事記』明応七年六月二六日条。
- ⑬ （文明二年）九月五日興福寺六方衆書状（『大乘院寺社雜事記紙背文書』二〇三八号）。
- ⑭ 『大乘院寺社雜事記』文明六年十二月十七日条。
- ⑮ 『大乘院寺社雜事記』明応七年五月二五日条。
- ⑯ 酒井紀美前掲「名を籠める」二〇六頁。
- ⑰ 例えば『春日大社文書』五五・一三七・一四五・三六九号など。
- ⑱ 『大乘院寺社雜事記』文明十八年四月二日条。
- ⑲ 『經尋記』大永三年十一月二日条（『大日本史料 第九編之二四』三八八頁）。
- ⑳ 毛利一憲前掲「興福寺」六方引付（『天文十二年』二二〇頁）。
- ㉑ 植田信廣前掲「名字を籠める」という刑罰について」六一頁。
- ㉒ 『經尋記』大永三年七月二日条（『大日本史料 第九編之二四』三七六頁）。
- ㉓ （文明三年）十月十六日供目代興憲字侶評定事書（『寺社雜事記（尊大僧正記）』紙背文書抄第三冊五七丁（『北の丸』三七号））。
- ㉔ 毛利一憲前掲「興福寺」六方引付（『天文十二年』所収）。
- ㉕ 「学侶引付写」元龟元年七月二八日条（『大日本史料 第十編之五』五二五―五二六頁）。
- ㉖ 『春日大社文書』二七二号。
- ㉗ 『大日本史料 第十編之五』六一四頁。

㉘ 『經尋記』大永三年五月十六日条（『大日本史料 第九編之二四』三八八頁）。

おわりに

以上、本稿では宝珠院現藏文書のなかの籠名札と調伏札を紹介してきた。東大寺法華堂衆は、およそ一〇センチ四方の小さな紙片に、堂領押領や諸役無沙汰などの罪科を犯した対象者の名字を書き付けて（籠名札の作成）、執金剛神の宝前などに籠めて、寺敵認定を行ったのである（籠名の執行）。そしてそれでも義務履行をしない場合には、新たに調伏札を作成して、あらためて宝前などに籠めて、呪咀・調伏というさらに嚴重な宗教的制裁をくわえたのである。

最後に、中世大和寺院の宗教的暴力の特質について、本稿の検討結果に即して言及しておこう。酒井氏は、「名を籠める」呪咀は大和の寺院以外の寺社権門では見られないとした^①。しかし平雅行氏が着目したように、高野山金剛峯寺四季祈祷では、年貢未進・対捍など敵対者の名字を書いて一山あげて呪咀している。「一、祈祷日数終之日、諸庄所当・官物難洪之族名字、并門切・門焼以下寺家不忠仁之名字書付、面々可被置于仏前、則勤終而後、以承仕於外鳥居辺、可被焼捨事」^②とあり、名字の書き付けられた

紙片は仏前に置かれて祈禱されている。いわば特定の仏堂に籠められているのであり、祈禱が終わった後に「名字書付」は焼き捨てられて呪咀が完結するのである。かつて植田氏は、興福寺の籠名において紙片を焼くか破る例は皆無であったが、それはまさしく呪咀・調伏の行為であり、出名が担保された籠名に限って見た場合、そのような事例は当然確認できないのである。このほか紙を用いたものではないが、六字経法ではダンゴで人形を作り、そこに敵の名前を書き弓矢で射る仕草をして射殺す。転法輪法では人形に敵の姓名を書き、その頭や腹を踏ませる所作をして呪咀をする^⑤。このような、名字への呪咀・調伏は中世仏教にとって一般的なものと考えられる。つまり中世大和寺院の特質とは、出名による寺敵認定解除が担保された籠名という制裁が、宗教的暴力

の第一段階として存在して、それがなおかつ「寺法」という制度上整備されたものとして明確に位置づけられていること、といえるのである。

① 酒井紀美前掲「名を籠める」二二三頁。

② 平雅行「中世宗教史研究の課題」(平『日本中世の社会と仏教』塙書房、一九九二年)二九―三〇頁。

③ 高野山史編纂所編『高野山文書 家わけ第五 金剛三昧院文書』三五五号。尚、高野山金剛峯寺四季祈禱については山陰加春夫「南北朝内乱期の領主と農民」(山陰『中世高野山史の研究』清文堂出版、一九九七年)を参照。

④ 植田信廣前掲「名字を籠める」という刑罰について」七一頁。

⑤ 平雅行前掲「中世宗教史研究の課題」二七―二九頁。

【追記】 本稿作成にあたり、東大寺宝珠院には、史料の紹介ならびに写

真掲載のご許可をいただきました。謹んでお礼申し上げます。

(富山市郷土博物館学芸員)

Research on the Medieval Documents concerning the
Act of “Confining a Name” (*Na o Komeru*)

by

HAGIHARA Daisuke

Although religious violence was a characteristic of medieval Buddhism, the amount of research devoted to the topic has been rather sparse despite recognition of its importance. This study attempts to clarify the special character of religious violence in the temples of medieval Yamato by preparing a printed text of a portion of a group of extant documents of Hōshu-in 宝珠院 (Items 27-46 bundled together in Box 7).

The nineteen items on 22 sheets of paper are a group of paper slips that were produced to appeal to Shukongōshin (Sk. Vajrapāṇi) of Hokkedō at Tōdaiji for religious sanctions against those who had committed some sort of transgression. The sheets can be divided into three types: type A that have no indication of either the date or issuer; type B that are dated but the issuer is not recorded; and type C that have both the date and issuer recorded. In temple society of medieval of Yamato, “confining a name” (*rōmyō* 籠名) and cursing (*juso* 呪咀 or *chōbuku* 調伏) were thought to have been completely different types of religious sanctions, but in each type of sanction was accompanied by the act of “confining a name”.

Types A and B can be described as a “name-confinement slip” 籠名札 and type C as a “curse slip” 調伏札. The monks of the Hokkedō at Tōdaiji would write the name of the object of the sanctions (creating a name-confinement slip) on a rectangular slip of paper 10 centimeters square, place it “in confinement” before Shukongōshin, and then receive the determination that the named parties were enemies of the temple (implementing the name confinement). If the required actions were not carried out within the fixed period of “name confinement”, a new curse slip would be created and it would be “confined” before the deity and the more severe sanction of a curse would be applied. Cursing of a name was a common practice in medieval Buddhism, but the special characteristic of medieval Yamato temples was the existence of the sanction of “confining a name” that guaranteed the lifting of the determination of one being an enemy of the temple by removing the name, as the first stage of religious violence, and furthermore this sanction can be clearly located within the reform of the system of “temple law”.